

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の一部改正について (平成31年7月1日一部施行)

1 改正の趣旨

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)について、健康増進法(以下「法」という。)が平成32年4月1日に全面施行されるが、その前段階として、学校、病院、児童福祉施設及び行政機関庁舎など(以下、「特定施設」という。)を対象として、平成31年7月1日に一部施行されることから、法の規制対象となる施設について、条例の適用を除外とするなど、所要の改正を行った。

2 これまでの経緯

平成30年7月	「健康増進法の一部を改正する法律」成立 第1回検討会の開催
平成30年9月 平成31年2月	平成30年度受動喫煙に関する県民意識・施設調査実施 県議会2月定例会で条例の一部改正案を提案 「健康増進法の一部を改正する法律」の関係政省令等公布
平成31年3月	条例の一部改正案議決 第2回検討会の開催 条例の一部改正・県民意識調査・施設調査結果の報告

3 改正の主な内容

- 法の一部改正に伴う「特定施設」における喫煙の禁止等に関する所要の改正(第2条、第17条、第21条及び第22条関係)

法第25条の4第4号で規定する「特定施設」(学校、病院、児童福祉施設及び行政機関庁舎など)においては、法の規制対象となり、条例で規定する屋内の喫煙所の設置を認めないことから、「特定施設の特例」を新規(第22条)条文として追加、その他法に合わせた関係規定の所要の改正を行った。

4 施行期日

平成31年7月1日(法の第二段階の一部改正施行日と同日)